

# 第558回 海務協議会

(1) 日 時：令和元年9月11日（水）13：30～

(2) 場 所：横浜税関本関 7階 大会議室

(3) 議 題：

1. とん税申告に係る注意点について  
説 明：後藤田 上席監視官（資料無し）
2. 「同一開港等における貨物の移動の取扱い」について  
説 明：後藤田 上席監視官
3. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について  
（9月16日（月）09：30～11：30）  
説 明：後藤田 上席監視官
4. 特異事例について（「船舶の資格及びとん税の非課税」の取扱いについて）  
説 明：國分 統括監視官
5. 「重要行事の開催に伴う水際対策の強化」について  
説 明：菅 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 令和元年11月21日（水） 開催予定

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

「同一開港等における貨物の移動の取扱い」について

標記の件について、横浜税関本関・同川崎税関支署並びに東京税関（以下、「京浜港税関」という）の間において、取り扱いに差異があったことから、改めて下記のとおり取り扱いについて統一いたしますのでご承知おき下さい。

記

1. 関税法第 63 条

外国貨物の運送については、「税関長に申請し、その承認を受けて開港、税関空港、保税地域、税関官署、関税法第 30 条（他所蔵置）に限り運送することが出来る」

2. 関税法基本通達 63-3（同一開港等における貨物の移動の取扱い）（1）イ

「外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合は、保税運送の手続きを要しないものとする。」

3. 現在、京浜港税関にて承認された自官署以外の京浜港他港区向けの外貨船用品（燃料）積込承認（海上輸送）について、一部、誤った認識のもと併せ運送に伴う「認到着」を実施しておりますが、上記 2 に基づき、同一開港である京浜港内における運送・到着確認が不要（海路に限り）であることを改めて周知させていただきます。

例) ・ 横浜税関本関にて東京港区在港船への外貨船用品承認（燃料）

→ 保税運送不要のため「認到着」は不要

・ 横浜税関本関にて千葉港在港船への外貨船用品承認（燃料）

→ 保税運送が必要のため「認到着」が必要

以上

海務協議会会員 各位

横浜税関監視部  
総括・許可部門

税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（ご連絡）

平素より税関業務に対し、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。  
例年実施しておりますが、下記日程により庁舎停電を伴う電気工作物点  
検が予定されております。下記時間帯においては NACCS 業務等が利用  
不可となりますのでご承知おき頂きご協力をお願いいたします。

記

日 時：令和元年 9 月 16 日（月祝） 09：00～12：00（予定）

場 所：横浜税関監視部分庁舎

対 象：NACCS による税関手続き

（官署コード「2A」及び「2M」への申告）

※NACCS 掲示板において共有させていただいております（8月9日付）

※上記時間帯に業務が必要となる場合は事前にご連絡いただきますよう  
お願いいたします。

連絡先：横浜税関監視部取締部門 045-212-6070

川崎税関支署取締部門 044-266-5641

以上

## 「船舶の資格及びとん税の非課税」の取扱いについて

最近あった事例として税関監視窓口での取扱いについてお知らせします。

### 【当初予定】

- ・A港に入港した「外国貿易船a号（以下「a号」という）」は、A港において一括本船扱いにより積荷を輸入通関した。（A港及びB港船卸分）
- ・「a号」は、A港における船卸終了後、C港において船用品（燃料油）積込のみを行った後にB港へ向けて出港する。

### 【変更後予定】

上記当初予定から以下のとおりスケジュール変更となった。

- ・「a号」は、A港での船卸荷役途上において、荷役作業の都合から当該岸壁を次船に明け渡す必要が発生した。（一旦港外へ退避）
- ・当該退避を利用し、当初予定であったC港での船用品（燃料）積込を行い、改めてA港に再入港したい。

※当該C港への入港並びにA港への再入港についてそれぞれ船舶の資格並びにとん税の非課税の可能性について伺いたい。

### 結果)

「a号」のC港への入港及びA港への再入港についてはそれぞれ外国貿易船となり、とん税についても非課税には該当しない。

## ○関税法基本通達

### 15-1（船舶等の資格の認定）

- (2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等（中略）は外国貿易船等とする。

## ○とん税法基本通達

### 7-4（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）

#### (18) 及び (19)

本年3月の通達改正により積荷の準備等の都合での規定も追加されたところであるが、本事例においては待機の為の一時入港には該当しない為適用しない。

## 注意点・・・

### ● 同通達（6）記載のとおり

入港前において他国間の外国貿易に従事していた船舶等が修理又は船用品若しくは機用品の補給の為のみの目的で外国貨物を積載しないで入港する場合においては特殊船舶とする。

（以上）

# テロ警戒中

## 重要行事の開催に伴う水際対策の強化

横浜税関では、令和元年8月以降に行われる国際的な重要行事（アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ、G20大阪サミット関連閣僚会合、即位礼正殿の儀等）の開催に伴い、爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止を重要課題の一つと位置付け、船舶・航空機取締り、旅客・乗組員の手荷物及び輸入貨物の検査等、水際でのテロ対策を強化しております。



S

T

O

P

### 密輸情報の提供のお願い

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「あやしい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961  
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail [yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp](mailto:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp)  
HP <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸110番  
メールアドレス



財務省  
横浜税関

# テロ関連物資